

## 国際化拠点整備事業 審査基準

平成 21 年 4 月 9 日  
国際化拠点整備事業プログラム委員会

国際化拠点整備事業の審査において、審査項目ごとの審査基準等を定めるものである。

### I. 審査部会における審査

#### 1. 書面審査

##### (1)書面審査の評点

書面審査は、国際化拠点整備事業審査要項(以下、「審査要項」という。)の「3. 審査に当たっての着眼点」の「(1)書面審査」の項目(以下「審査項目」という。)ごとに、以下の方法により評点を付すこととする。

ア. 視点1の審査項目①、②、③、⑤、⑦については、審査要項に示された基準数ごとに5段階で評点を付すこととする。

イ. 視点1の審査項目④、⑥、⑧、⑨及び視点2の①～⑤の各項目については、評点を以下の4段階の区分により判断することとする。

評点区分	評 価
a	非常に優れている。
b	優れている。
c	妥当である。
d	不十分である。

##### (2)各評点の合計

視点2の評点の合計点については、下表に示した区分毎に、別途申請件数に応じて決定する割合を目安として考慮し調整すること。

視点2の合計点	割 合
190点以上	〇〇%以内
190点未満140点以上	
140点未満90点以上	
90点未満	〇〇%以内

##### (3)各評点の所見等

ア. 書面審査の所見は、審査部会における合議審査の際、極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄に記入すること。

特に、下記「3. 書面審査項目と審査の観点」の各項目の評点で「a」または「d」を付した場合は、

どの点が優れている点なのか、または、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。

イ. また、書面審査項目の記載の不備、誤記入等により判断できない場合は、評点を「d」とし、その具体的な理由を必ず「コメント」欄に記入すること。

#### (4)書面審査項目と審査の観点

##### 視点1 国際化拠点となる大学(以下、「大学」という。)の教育研究面や国際化に向けた取組の実績 (270点)

###### a. 大学の教育研究水準(100点)

###### 審査項目① 適切な学位授与の実績(50点)

過去3年間(平成18~20年度)の修士、博士の学位授与の平均件数について、340件を基準とし、評点を付す。(構想調書 5-(1)の項目を点数化)

###### 審査項目② 国際化拠点での教育の裏付けとなる質の高い研究の実績(50点)

過去3年間(平成18~20年度)の科学研究費補助金の平均採択件数(新規採択分+継続課題分)について、130件を基準とし、評点を付す。(構想調書 5-(2)の項目を点数化)

###### b. 留学生への支援、受入体制、海外留学プログラムでの実績(80点)

###### (a) 大学全体における留学生の受入が積極的であるか。(50点)

###### 審査項目③ 大学全体における平成20年度の留学生受入人数(30点)

平成20年5月1日現在の留学生受入人数について、300人を基準とし、評点を付す。(構想調書 5-(3)の項目を点数化)

###### 審査項目④ 留学生の受入の実績(20点)

大学において留学生の受入に関し優れた実績があり、また、留学生の支援・受入体制が整備されているかどうかを以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。(構想調書 1-(1)、5-(3)の項目を評価)

観点① 特定国の留学生だけでなく、多様な国(最低でも5カ国以上)から受入を行っているか。

観点② 留学生に対する宿舍整備、大学内外での諸手続へのサポート、カウンセリング等の生活面での支援、奨学金やTA・RA 採用等の経済面での支援の実績があるか。

(b) 日本人学生の海外派遣の実績があるか。(30点)

**審査項目⑤ 平成20年度の大学間交流協定等に基づく交換留学による日本人学生の派遣人数**  
(15点)

平成20年度において大学間交流協定等に基づく交換留学による日本人学生の派遣人数について、50人を基準とし、評点を付す。(構想調書 5-(4)の項目を点数化)

**審査項目⑥ 教育課程に位置付けられた留学プログラム等**(15点)

日本人学生に対する教育課程に位置付けられた留学プログラム、大学間交流協定等に基づく交換留学など、日本人学生の海外派遣の優れた取組が行われているかどうかを評点区分により、いずれかの評点を付すこと。(構想調書 1-(2)の項目を評価)

c. 大学の国際化の進捗状況(90点)

**審査項目⑦ 国際的な環境の創出**(50点)

平成20年5月1日現在の兼任者を含めた外国人教員数(教授、准教授、講師、助教に限る。)について、46人を基準とし、評点を付す。(構想調書 5-(5)の項目を点数化)

**審査項目⑧ 大学の国際化の取組の実績**(20点)

大学において国際化の取組に関し優れた実績があるかどうかを以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。(構想調書 1-(3)の項目を評価)

観点① 英語による授業の実施や留学生との交流、海外の大学と連携して学位取得を目指すプログラムの開発等による国際的な教育環境の構築など、日本人学生の国際化に取り組んでいるか。

観点② 海外の有力大学が参加する国際的なネットワークへの参加や、継続的教育連携の取組が行われているか。

**審査項目⑨ 国際化に向けた大学の組織体制**(20点)

大学において国際化に対応可能な組織体制を有しているかどうかを以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。(構想調書 1-(4)の項目を評価)

観点① 国際化に向けた取組を企画・立案し戦略的に展開するための全学的な組織体制が整備されているか。

観点② 国際化に対応するため、外国人教員や国際的な教育研究の実績を有する日本人教員の採用や、FD等による教員の資質向上に取り組んでいるか。

観点③ 英語のできる国際担当職員の配置、語学等に関する職員の研修プログラムなど、事務体制の国際化に取り組んでいるか。

## 視点2 国際化拠点の構想(230点)

### a. 大学の教育研究水準の向上

#### 審査項目① 英語による授業のみで学位を取得できるコースの設置(50点)

拠点到設置される英語による授業のみで学位が取得できるコース(以下、「英語コース」という。)を中心に、大学のカリキュラムが、優秀な留学生を惹きつける魅力的なものであるかを以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。(構想調書 2-(1)-①、②、4-(1)、4-(2)、4-(3)、4-(4)、6. の項目を評価)

観点① 英語コースの設置が学部・研究科において、本事業により新たに少なくとも1コースずつの設置が計画されているか。(本事業の趣旨に鑑み、数が多いことが望ましい。)

観点② 英語コースを通じて提供されるカリキュラムが、国際的に魅力があり、明示された人材養成目的に沿って組織的・体系的に編成され、国際的に活躍できる人材の育成が期待できるか。また、国際的通用性のある厳格な成績管理の取組が計画されているか。

観点③ 英語コースのカリキュラム、英語テキストや英語での教授法の開発、学生による授業評価、教員間の相互チェックなど、英語コースの企画立案や、評価による教育改善の体制の整備が計画されているか。

観点④ 英語コースの教員につき、国際的な教育研究活動実績を有する者の雇用や、国際公募などの方法、海外派遣による教育研究活動への参加の機会の拡大などにより、その質の向上が図られているか。

### b. 留学生受入のための環境整備

#### 審査項目② 留学生の受入計画と体制整備(50点)

留学生の国別受入計画、受入重点国が適切に設定され、そのための受入体制が整備されているかについて以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。(構想調書 2-(2)-①、②の項目を評価)

観点① 国別受入計画、受入重点国の設定と受入計画は具体性、実現性の高いものとなっているか。(受入重点国は2カ国以上設定することとする。)

観点② アドバンスド・プレースメントの活用等、日本への留学を促進し、質の高い学生を確保するための方策が図られているか。

観点③ 留学生に対する宿舎整備、カウンセリング、学内文書の英語化、大学内外における諸手続の支援など、生活面での支援の充実が計画されているか。

観点④ 奨学金制度の充実など、留学生に対する経済的支援の充実が図られているか。

観点⑤ 留学生に対する日本語、日本文化に関する質の高い学習機会の提供や、教育支援員、TA、ボランティア等の配置による就学上の支援の充実が計画されているか。

観点⑥ 留学生に対する就職支援(インターンシップ、セミナーの開催、企業との連携)の充実が図られているか。

#### c. 大学の国際化

##### 審査項目③ 構想の実施体制の強化(30点)

国際化拠点の実施体制の強化が図られているかについて以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。(構想調書 2-(3)の項目を評価)

観点① 大学の戦略的な目標、中期計画等において大学の国際化が明確かつ有機的に位置付けられているか。

観点② 構想を戦略的に展開するための全学的な体制が計画されているか。

観点③ 構想の実施・達成状況を評価し、改善を図るための評価体制は整備されているか。

観点④ 計画的な事務体制の国際化が計画されているか。

観点⑤ 学内文書の英語化、大学内外における諸手続の支援など、外国人教員の招聘にあたって学内外での活動に対して支援の充実が計画されているか。

観点⑥ 海外において通算して1年以上教育研究に従事した、または国外で学位を取得した日本人教員を積極的に雇用することが計画されているか。

観点⑦ 海外の有力大学との単位互換や海外の大学と連携して学位取得を目指すプログラムの開発等の教育連携の充実など、日本人学生の海外派遣について充実を図る計画となっているか。

観点⑧ 4月以外の時期の入学の推進が図られているか。

#### d. 海外大学共同利用事務所の整備

##### 審査項目④ 海外大学共同利用事務所の整備(50点)

大学が設置する海外大学共同利用事務所における取組の計画が、当該国における日本全体の留学生の受入れを促進するために十分なものであるかどうかについて以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。(構想調書 2-(4)、5-(7)の項目を評価)

観点① 海外大学共同利用事務所の整備の計画は、現に有する事務所を活用するなど具体性、実現性の高いものとなっているか。(海外大学共同利用事務所は2カ国以上設定することとする。)

観点② 海外大学共同利用事務所の教職員の配置や施設・設備等が、我が国を代表して留学生の受入れを図る役割を担うことが可能なものとなっているか。

観点③ 学生募集を行う際のワンストップサービス業務(海外における説明会の開催や海外拠点においてテレビ会議システムを活用した入学審査時の面接の実施、渡日前の入学手続き等)や日本の大学全体の魅力に関する情報発信の強化などの業務

が具体的に計画されているか。

※ 戦略的に重要であるが事務所の設置・運営に困難を生じやすい国・地域(中東・アフリカ・中南米等)において行われる構想については積極的に評価すること。

#### e. 達成目標

#### 審査項目⑤ 構想の達成目標(50点)

中間評価の対象となる平成22年度末、事後評価の対象となる平成25年度末、「留学生30万人計画」の最終年度である平成32年度末の各時点までの達成目標が、大学の機能に応じて適切に設定されているかについて以下の観点を検討しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

なお、観点①～⑦の各項目で求める水準に達しない計画については、厳しい評価を行うこととする。(構想調書 2-(5)、2-(6)-①、3. の項目を評価)

観点① 中間評価、事後評価、平成32年度末の達成目標が、大学のこれまでの実績、規模、機能に応じ、適切に設定されているか。

観点② 平成32年度に向けて、全学の在籍者数に対する留学生比率を20%を目安に少なくとも10%を目指すとともに、比率の増加を図るものとし、留学生受入数を現在より1,000人以上増やし、かつ全学で2,600人以上の留学生の受入れを目指す計画となっているか。

観点③ 平成32年度までに、外国人教員数の全教員数に対する比率10%程度を目安とし、最低でも5%を目指す計画となっているか。

観点④ 海外の大学との単位互換や大学間の連携による新たな教育プログラムを実施する計画となっているか。

観点⑤ 日本人学生の大学間交流協定等に基づく交換留学の拡大が計画されているか。

観点⑥ 日本人教員の海外における教育研究への参加の機会が促進される計画であるか。

観点⑦ 上記の達成目標について、具体的な計画がなされており、それに沿った資金計画が立てられているなど実現性の高い構想となっているか。

#### (4) 合議審査

合議審査は、(1)の書面審査の結果について審議を尽くした上で、地域配置、国公私バランスを踏まえ総合評価を下表1により行い、ヒアリングを実施すべき拠点を選定する。

〈表1〉

区分	評価
○	ヒアリングを実施する。
×	ヒアリングを実施しない。

## 2. ヒアリング審査

- (1) ヒアリング審査は、国際化拠点整備事業ヒアリング実施要領に基づき審査部会において実施することとする。なお、その際、書面審査の結果を参考に、評点を下表2のとおり4段階の区分により判断することとする。

〈表2〉

評点区分	評価
a	非常に優れている。
b	優れている。
c	妥当である。
d	不十分である。

- (2) 審査部会は、全ヒアリング終了後、審議を尽くした上で、合議により総合評価を下表3により行い、採択候補(「余裕があれば、採択候補とする」ものを含む。)を選定する。

### 【観点】

- 選定された採択候補(「余裕があれば、採択候補とする」ものを含む。)が、本事業の趣旨、目的等に照らして適当なものであるか。
- 選定された採択候補(「余裕があれば、採択候補とする」ものを含む。)について、地域配置、国公私バランスが適当であるか。

〈表3〉

区分	評価
○	採択候補とする。
△	余裕があれば、採択候補とする。
×	採択候補としない。

## II. 国際化拠点整備事業プログラム委員会における審査

審査部会が選定した採択候補について、下表4により採択すべき拠点を決定する。

### 【観点】

- 選定された拠点が、本事業の趣旨、目的等に照らして適当なものであるか。
- 選定された拠点について、地域配置、国公私バランスが適当であるか。

〈表4〉

区分	評価
○	採択する。
×	採択しない。